

所得補償保険



病気やケガで就業不能となった場合の損失を補償します。

2017年1月改定



1

病気やケガで入院、自宅療養中等の
家計をサポート！



2

契約手続きにあたり、医師の診断は不要！



3

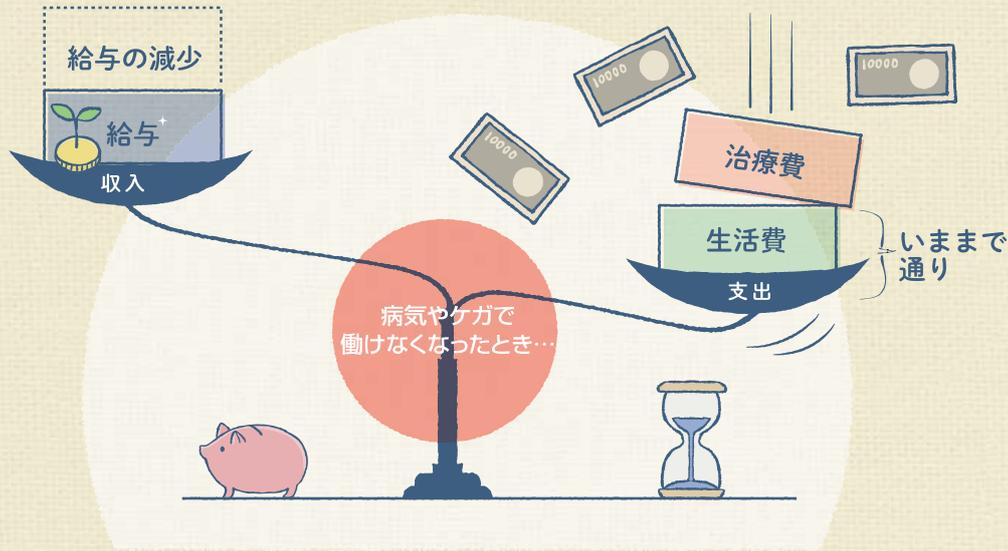
日常生活・仕事中間わず発生した
病気やケガによるお休みを補償！

どうしますか？
働けなくなったときの
生活費



思いがけない病気やケガで働けなくなったとき…

「あなたやご家族の生活のために、もしもの備えはできていますか？」



所得補償保険

「働けない」ことによるリスクは人それぞれです。



ひとり暮らしの方

食費・家賃・光熱費・通信費など、生活費の支払いが不安…。

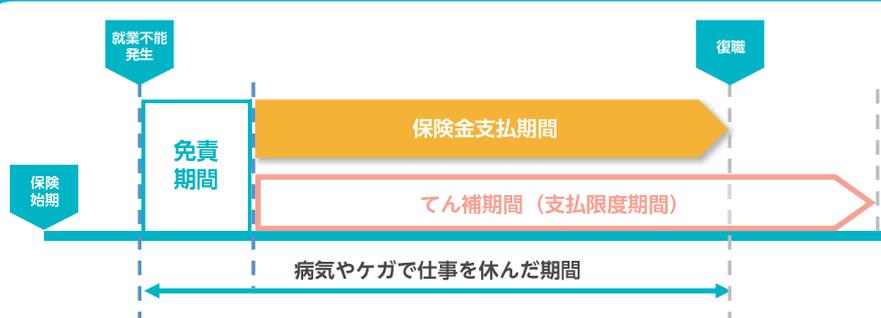


ご家族の方

食費・家賃や住宅ローン・光熱費・通信費などに加え、子供の教育費の支払いも…。



所得補償保険金のお支払いの仕組み



お支払い例

会社員のAさん(35歳)は、交通事故にあつて両足を骨折。4月10日から7月16日まで入院。その後、医師の指示により自宅療養となり、7月31日まで就業不能となりました。

用語のご説明

免責期間…就業不能の発生日から起算し、保険金のお支払いの対象とならない期間をいいます。
てん補期間…免責期間終了日の翌日から起算し、保険金のお支払い限度となる期間をいいます。

所得補償保険は、いざというときに、
あなたと大事なご家族をお守りします

所得補償保険 4つのおすすめPoint



1. 病気やケガで働けない日数 に応じてお支払いします！

退院後、医師の治療のために
働けない期間も対象です(基本
プランの場合)

2. あんしんの24時間補償！

日常生活はもちろん、仕事
中からレジャー中まで、国内・国外で起きた病気やケガによる就業不能を補償します



3. 契約手続きにあたって、医師 の診断は不要です！

ご契約の際は、健康状態告知
書の質問事項に回答するだけ
で審査が完了します

4. 特約をセットすると、さらに 補償が充実！

- ・ケガによる死亡・後遺障害を補償
(傷害による死亡・後遺障害補償特約)
- ・日常生活における損害賠償責任を補償
(所得補償保険賠償責任危険補償特約)

ポイント

case 1 基本プランでご加入の場合



たった数か月でも
補償があると
助かるね！

Aさん(35歳)のご契約内容

- 所得補償保険金額
…月額10万円
(てん補期間:1年、
免責期間:7日)

case 2 入院のみ補償プランでご加入の場合

※お支払いの対象を「病気またはケガにより入院したときのみ」に
限定するプランです。



※1か月未満の就業不能については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。



所得補償保険とは？

所得補償保険は、お客さまが病気またはケガにより就業不能*となった場合、お客さまが被る損失について保険金をお支払いします。

※就業不能

病気またはケガの治療のために入院していることまたは入院以外で医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の業務に全く従事できないことをいいます。

●被保険者の範囲

	ご本人	配偶者	ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ^(注1) ・別居の未婚 ^(注2) のお子さま
所得補償保険(基本契約)	○	×	×
傷害による死亡・後遺障害補償特約	○	×	×
所得補償保険賠償責任危険補償特約	○	○	○

(注1) 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

(注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●保険料例 (基本プランの場合) ※保険期間:1年、てん補期間:1年、免責期間:7日

保険金額	所得補償保険(基本契約) 月額10万円			
	1級 (医師/薬剤師/一般事務従事者/飲食店主・従業員/教師/税理士/弁護士/建築家/編集者 など)		2級 (看護師/農耕作業/デザイナー/屋内掃除作業/理容師/料理人/客室乗務員 など)	
職種級別(主な職種)				
払込方法	月払	一時払	月払	一時払
満25～29歳	880円	9,550円	1,010円	10,960円
30～34歳	1,090円	11,790円	1,250円	13,530円
35～39歳	1,350円	14,690円	1,560円	16,930円
40～44歳	1,690円	18,340円	1,940円	21,080円
45～49歳	2,010円	21,910円	2,320円	25,230円
50～54歳	2,330円	25,400円	2,680円	29,220円
55～59歳	2,490円	27,140円	2,870円	31,210円

所得補償保険賠償責任危険補償特約をセットする場合
保険金額:3,000万円

月払	70円
一時払	800円

とは

ご契約にあたってのご注意

この保険の被保険者(補償の対象となる方)は、有職者で、ご契約開始時の年齢が満15歳以上かつ原則として満69歳以下の方となります。

所得補償保険金額(ご契約金額)の設定方法

- 保険金額(ご契約金額)は、被保険者が加入されている公的医療保険制度による給付内容等を考慮いただいたうえで、過去12か月間の平均月間所得の額をもとに右表に記載した割合の範囲内で設定いただきます。
- 就業不能が発生した際、保険金額(ご契約金額)が被保険者の就業不能開始直前の12か月の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分につきましては保険金をお支払いできません。

(就業不能の発生の有無にかかわらず得られる、利子所得、配当所得、不動産所得等は平均月間所得の額に含めることはできません。)

被保険者が加入されている公的医療保険制度	国民健康保険 (例:個人事業主)	健康保険 (例:給与所得者)	共済組合 (例:公務員)
平均月間所得に対する保険金額の割合	70%以下	50%以下*	40%以下
保険金額の設定例 (平均月間所得40万円の場合)	28万円以下	20万円以下	16万円以下

*健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は40%以下とします。

不要医師の
不審査は
です

被保険者から、現在の健康状態と過去の傷病歴を告知いただきます。

健康状態告知の内容によっては下記①または②の取扱になる場合がございます。

①ご契約をお引受けできません。 ②特定の疾病・病状について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けします。

※継続契約の場合でも、所得補償保険金額(ご契約金額)を増額するなど継続前の補償内容を上げられる場合には、「健康状態告知」が必要となります。

補償の内容

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本契約)	<p>被保険者(補償の対象となる方)が、保険期間中に病気またはケガによって就業不能になった場合</p> <p>*入院のみ補償特約をセットされた場合には、病気やケガで入院していることにより、就業不能となったときに限ります。</p> <p>*死亡後、または病気やケガが治癒した後は保険金のお支払対象とはなりません。</p>	<p>免責期間を超える就業不能期間1か月につき保険証券記載の所得補償保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>*就業不能が生じた時点における所得補償保険金額が、被保険者の平均月間所得額を上回っている場合は、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>*就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合には、保険金の額は1か月を30日として日割計算します。</p>	<p>次の事由による就業不能</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ</p> <p>③麻薬、あへん、覚せい剤等の使用による病気またはケガ</p> <p>④戦争、暴動および核燃料物質等による病気またはケガ</p> <p>⑤妊娠、出産、早産、流産およびこれらによる病気またはケガ</p> <p>⑥精神病的障害</p> <p>⑦頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑧自動車または原動機付自転車の無資格・酒気帯び運転によるケガ</p> <p>⑨地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガなど</p>
傷害による死亡・後遺障害補償特約	<p>被保険者(補償の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、次の①、②の状態になった場合</p> <p>①事故の日から180日以内に死亡した場合</p> <p>②事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合</p>	<p>①死亡保険金 傷害による死亡・後遺障害補償特約保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>②後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>*上記①②は重複してお支払いしますが、お支払総額は保険期間を通じ、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険金額が限度です。</p>	<p>次の事由による死亡・後遺障害</p> <p>①上記「所得補償保険(基本契約)」の保険金をお支払いできない主な場合①~⑤のうちのケガおよび⑦~⑨</p> <p>②脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>③ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故</p> <p>④細菌性食中毒およびウイルス性食中毒など</p>
所得補償保険賠償責任危険補償特約	<p>被保険者(補償の対象となる方)が、次の①、②の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに伴って法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②ご本人およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故</p>	<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などもお支払いします。</p>	<p>①保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任</p> <p>②地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任</p> <p>③心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>④職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>⑤同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦他人から借りたり預かったりした物に関し生じた損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>*損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。</p>
家事従事者特約	<p>被保険者(補償の対象となる方)が、病気またはケガで入院したことにより、家事に全く従事できない状態になった場合</p> <p>*この特約における被保険者とは、自らの家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行っている者(家事従事者)をいいます。</p>	<p>所得補償保険(基本契約)に同じ。</p> <p>平均月間所得額は165,000円とし、これを保険金額の限度とします。</p>	<p>所得補償保険(基本契約)に同じ。</p>

●賠償事故の解決に関する特約
 所得補償保険賠償責任危険補償特約に自動的にセットされます。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任などの手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします。

●「賠償事故の解決に関する特約」において弊社が代行業務をできない場合
 ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合
 ・損害賠償請求権者(被害者)が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合
 ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合
 ・日本国外で発生した事故の場合
 ・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が日本国内に所在しない場合

※上記の特約はセットされた場合にのみ適用されます(別途追加保険料が必要となります)。
 ※上記のほかにもセットすることができる特約があります。また、ご契約内容・事故内容により、上記以外の費用保険金や特約保険金がお支払いの対象となる場合があります。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。
 ※全ての契約に無事故戻しに関する規定の不適用特約がセットされます。
 ※事業主が負担する「給与等の費用」・「代行者雇入れ費用」を補償する「事業主費用補償プラン」もございます。詳細につきましては、事業主費用補償プランのパンフレットをご参照ください。

補償の
重複に
ついて

ご契約にあたっては、所得補償保険(基本契約)および所得補償保険賠償責任危険補償特約の補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

ご契約時のご注意

- 保険契約申込書および「健康状態告知書」の記載内容に間違いがないかどうかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、職業または職務や他にご加入の所得補償保険契約またはこれと同種の保険金を支払う保険契約・共済契約などの重要な事項について正しくお申し出いただく義務(告知義務)があります。お申し出いただいた内容が事実と異なる場合には、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「健康状態告知書」に記載の告知事項について、保険期間の開始時(継続契約の場合には、その保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時をいいます。)から1年以内に弊社に告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合には、「告知義務違反」として保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「告知義務違反」により保険契約が解除された場合、「保険金の支払事由」が発生している場合でも、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」に因果関係がない場合には、保険金をお支払いします。

ご契約後のご注意

- ご契約後に被保険者がその職業または職務を変更された場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金が削減されることがあります。
- 職業または職務の変更をされた場合、追加保険料をお支払いいただくことがあります。必要な追加保険料のお払込みがない場合は、保険契約を解除させていただくことや、保険金が削減されることがあります。
- 被保険者がご契約者以外の方である場合において、一定の条件を満たす場合には、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めることができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 分割払の第2回目以降の保険料は保険証券記載の払込期日までにお支払いください。払込期日の属する月の翌々月末日までに分割保険料のご入金がない場合には、その払込期日後に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります)。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、取扱代理店または弊社にご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて**30日以内**にご通知のない場合には、保険金が削減されることがあります。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類のほか、所得を証明する書類をご提出いただけます。
- 保険金の種類により、被保険者(補償の対象となる方)に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります。)、3親等以内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

* このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

* 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

* 弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

260-0852

千葉県千葉市中央区青葉町1234-18

あおば総合保険株式会社

043-208-1635